

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第 23 号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年鳥取県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間）</p> <p>第 8 条 条例第 7 条第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>（1） 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間</p> <p>ア 略</p> <p>イ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 4 号）<u>第 1 条の 3 第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号又は第 9 号</u>に掲げる職員として在職した期間（職員の休職の事由を定める条例（昭和 56 年鳥取県条例第 7 号）第 2 条第 1 号の規定に該当して休職した期間を除く。）</p> <p>（2） 略</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間）</p> <p>第 8 条 条例第 7 条第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>（1） 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間</p> <p>ア 略</p> <p>イ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 4 号）<u>第 1 条の 3 第 1 号、第 3 号、第 4 号又は第 8 号</u>に掲げる職員として在職した期間（職員の休職の事由を定める条例（昭和 56 年鳥取県条例第 7 号）第 2 条第 1 号の規定に該当して休職した期間を除く。）</p> <p>（2） 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する規則は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。